

◎特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案（抄）
（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 特定C型肝炎ウイルス感染者（特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第三項に規定する特定C型肝炎ウイルス感染者をいう。以下同じ。）でこの法律による改正後の法第六条第一号ロに該当するものについては、この法律の施行前に既に法第三条第一項の規定による給付金が支給された場合においても、同項の規定に基づき、その特定C型肝炎ウイルス感染者の相続人に対し、給付金を支給する。この場合においては、当該給付金の額は、同号に定める額からこの法律の施行前に既に支給された同項の規定による給付金の額を控除した額とする。</p>	<p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 特定C型肝炎ウイルス感染者（特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（以下この項において「法」という。）第二条第三項に規定する特定C型肝炎ウイルス感染者をいう。以下この項において同じ。）でこの法律による改正後の法第六条第一号ロに該当するものについては、この法律の施行前に既に法第三条第一項の規定による給付金が支給された場合においても、同項の規定に基づき、その特定C型肝炎ウイルス感染者の相続人に対し、給付金を支給する。この場合においては、当該給付金の額は、同号に定める額からこの法律の施行前に既に支給された同項の規定による給付金の額を控除した額とする。</p>

（検討）

<p>5 〔略〕 (民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正)</p>	<p>3 国は、C型肝炎ウイルスに係る薬害事件の発生から長期間が経過し、法第三条第一項の規定による給付金の支給を請求する者がその者又はその被相続人について特定C型肝炎ウイルス感染者であることを立証することが困難となっていることを踏まえ、この法律の施行後一年以内に、法第二条第三項に規定する投与の事実の推定に関する規定を設けることその他の特定C型肝炎ウイルス感染者であることの立証に係る負担の軽減に資する方策について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 国は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後二年以内に、法第三条第一項の規定による給付金の支給の請求に当たって訴訟手続を経ることを要しないものとするなど特定C型肝炎ウイルス感染者の認定を簡易かつ迅速に行うことができるようにすることその他の特定C型肝炎ウイルス感染者の救済に資する方策について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>3 〔略〕 (民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正)</p>	<p>〔新設〕</p>